

「令和7年度第1回習志野市建築審査会」会議録

1. 会議名

令和7年度第1回習志野市建築審査会

2. 開催日時

令和7年7月28日(月) 13:53～14:26

3. 開催場所

市庁舎5階 会議室5-1

4. 出席者氏名

委 員 廣田会長、寶田委員、飯島委員、佐藤委員、宮嶋委員

事務局 森野都市環境部長、大伯建築指導課長、倉上防犯安全課長、

山本都市環境部主幹(建築審査係長)、松尾建築企画係長、

佐久間副主査

5. 議題

1. 建築基準法第44条第1項第2号の許可申請について

(案件:1件 結果:同意)

6. 議事内容

議題1 建築基準法第44条第1項第2号の許可申請について

廣田会長: 令和7年度第1回習志野市建築審査会を開会する。

本日の審査会は、委員5名全員出席しており、習志野市
建築審査会条例第5条第2項の規定により成立している。

また、会議録の作成、署名等については、習志野市建築
審査会運営規則第3条により、会長が職員に会議録を作

成させ署名又は記名押印することになっている。

本日の審議は、「1. 建築基準法第44条第1項第2号の許可申請について」である。

審議の1について、事務局から説明をお願いする。

山本主幹： 【事務局より、資料に基づき説明】

佐藤委員： この計画敷地が道路区域である理由や経緯、また、従来施設がこの敷地に建設された理由を教えてください。

山本主幹： 計画敷地及び道路部分について、昭和30年3月4日に道路認定されている。道路区域になった経緯については、千葉県土木事務所（以下、千葉土木）にも記録が残っておらず不明であり、明確な回答が困難である。

従来施設については、習志野市及び船橋市の共同事業として、千葉県、習志野警察並びに日本国有鉄道（現在でいうJR）の協力を得て、階層式自転車駐車場のモデル施設として計画された。当時の関係者間の協議により、道路敷きの一部を利用することになり、昭和57年8月26日付で確認済証が交付されている。

なお、当時の許可申請については確認できていないが、今般道路区域内に従来施設と同じ敷地において2階建ての自転車駐車場を新築するにあたり、法の規定に基づいて許可の申請をするものである。

佐藤委員： これを機に、もしくは今までに道路用地から外すという協議はしたのか。

山本主幹： 従来施設のあった本計画敷地を道路区域から外す協議については、記録はなかったが、今般の許可申請にあたり、市の所管課と千葉土木の道路所管課にて協議を行った。千葉土木からは、道路区域から外れ所管課が変わることなどで借用または売却に支障をきたす可能性があることなどを理由に、今回は道路区域の変更は行わないとの回答を得ている。

飯島委員： 資料5ページの収容規模について、年間利用台数が従来施設より新施設の方が少ないことの算定根拠について伺う。

また、子乗せ自転車の幅が大きい自転車にも配慮した計画としていただきたい。

山本主幹： 令和6年度の利用実績より、年間利用台数が減っていることから新施設の台数は減らしており、臨時駐輪場と一時利用台数を考慮して算出している。

また、幅の大きい自転車についても配慮した計画となっている。

寶田委員： 今回の施設において、原動機付自転車の収容台数が増加する計画となっている。この施設はいろんな人が出入り

できるようになるが、原動機付自転車の燃料タンクから火災が起こった際の対策はどのように考えているか。

山本主幹： 配布資料7ページより、1階東側に自転車置き場、西側に原動機付き自転車置き場を配置しているが、この間に耐火構造の壁及び特定防火設備を用いて防火区画をすることによって安全に配慮した計画となっている。

寶田委員： 1階の防火区画は建築基準法に基づいたものではなく任意で設置したものか。また、2階については建築基準法の規定に基づいた耐火区画ということによろしいか。

山本主幹： その通りである。

廣田会長： 消火設備の設置はどのような計画となっているか。

大伯課長： 消防と協議を行い、その指導に基づき消火器を設置する。

飯島委員： 計画を見ると、原動機付自転車置き場が奥まっており、死角となる部分が出てくる。また原動機付自転車は可燃物であることから、防犯上及び安全面から防犯カメラの設置等の配慮をお願いする。

廣田会長： 防犯カメラの設置は必要であるため、検討をお願いする。

宮嶋委員： 資料3ページ目について、歩道部分の駐輪スペースを撤廃するとのことだが、新施設にすべて収容される計画なの

か。

また、駐車スペースがなくなった方はどこに停めることになるのか。

倉上課長： この付近の駐輪場は船橋市民と習志野市民で利用している。船橋市民の多くは JR 津田沼駅北口の船橋市側の歩道上にある一時利用の駐輪場を利用している。

新施設が完成した後は、イオン津田沼店の地下駐輪場や京成運営の民間駐輪場があり、新施設よりも、距離的に近いため、そちらの利用が増える見込みがあることから、新施設の台数は令和6年度の実績の7割としている。

廣田会長： 新施設の台数を算定するにあたり、船橋市との協議は行っているか。

倉上課長： 行っている。

佐藤委員： この歩道の駐輪場が無くなった際には、違法駐輪が増えるのではないか。その対策について伺う。

倉上課長： 駐輪場が無くなることによって、放置自転車が増える想定はある。この対策については、船橋市が過去に駐輪場を撤去した際の対策を参考にしながら行っていく。

佐藤委員： 違法駐輪対策を行っている事例が他市でもあるので、参考にしてしっかり対策してほしい。

廣田会長： 議題1「建築基準法第44条第1項第2号による許可申請

について」同意とすることに異議はあるか。

(異議なしの声)

廣田会長： 議題1の許可申請について、同意とする。

(審査会閉会)

7. 所管課名

都市環境部建築指導課

電話番号 047-451-1151(内線)276

FAX 番号 047-453-7384